

令和5年3月

組合員 各位

大阪府浴場国民健康保険組合

理事長 宮前 博一

保険料改定のお知らせ（通知）

組合員の皆様には、平素から本浴場国保組合の事業運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび大変心苦しいことではございますが、令和5年4月分保険料から下記のとおりやむを得ず改定させていただくことになりました。

保険料につきましては、平成18年の保険料値上げから16年余り据え置き、収入不足については剰余金と積立金の取崩しをもって組合財政を賄ってきましたが、昨今①75歳になる後期高齢者医療への移行及び浴場の廃業による被保険者の減少に伴う保険料の減収②経営者及びご家族の高齢化による慢性疾患の増③高額医療費負担額増や高額医薬品の出現等により医療費支払が確保できなくなりました。

つきましては令和5年3月2日の理事会、組合会におきまして慎重審議いただきましたところ、計画的に保険料を改定させていただくことをご了承いただきましたので、誠に申し訳ございませんがよろしく願い申し上げますとともにお知らせいたします。

記

令和5年4月1日～

1. 経営者又は管理者

現行（月額） 19,500円



（月額） 22,500円
(3,000円UP)

1. 従業員（経営者又は管理者の家族であって世帯分割も含む）

現行（月額） 7,000円



（月額） 8,500円
(1,500円UP)

1. すべての家族

現行（月額） 6,000円



（月額） 7,500円
(1,500円UP)

1. 40歳～64歳の介護保険料

現行（月額） 2,000円



（月額） 3,000円
(1,000円UP)

1名につき